

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、公共職業安定所の職業紹介等業務を民間事業者に委託することができることとするための措置を講ずる。

(内容)

1. 公共職業安定所の庁舎において、国が自ら職業紹介等業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介等業務を競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第32条第1項に追加する。
2. 上記業務を受託する民間事業者に対しては、官民のイコールフットイングを確保するため、建設及び港湾運送業務の職業紹介を禁じた職業安定法の規定を適用しない。